

議場で傍聴される皆さまへ

傍聴にあたっては次のことをお守りください。

- 1 傍聴される方は、傍聴席で傍聴してください。
- 2 酒気を帯びている方、その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方は、傍聴席に入場することができません。
- 3 傍聴席では、次の事項を守って静かに傍聴してください。
 - (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、垂れ幕、たすき等による示威的行為をしないでください。
 - (2) **携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにしてください。**
 - (3) **飲食又は喫煙をしないでください。**
 - (4) **写真の撮影又は録音、録画等をしないでください。**
 - (5) **その他、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他の傍聴の方の迷惑となるような行為をしないでください。**
- 4 秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場してください。
- 5 傍聴される方は、全て係員の指示に従ってください。
- 6 傍聴される方が、これらに違反するときは、制止・退場を命じる場合があります。退場を命じられた方は、直ちに退場してください。

なお、退場した当日は、再び傍聴席に入場することができません。

※1 緊急時は係員の指示に従って行動してください。

※2 議会では、本会議の様子をインターネットによりライブ配信(生中継)及び録画配信いたします。その際、傍聴席が背景の一部として映ることがありますので、ご了承願います。